

個別信用購入あつせん業者の登録更新申請について

平成24年11月
経済産業省

個別信用購入あつせん業者の登録は有効期間が3年であり、有効期間経過後も引き続き個別信用購入あつせんを営む場合には、登録の更新が必要となります。

登録の更新を希望する個別信用購入あつせん業者については、登録更新申請を行って下さい。

なお、有効期間の満了日までに登録更新の申請がなされなかった個別信用購入あつせん業者については割賦販売法の規定に従い登録の消除を行うこととなりますのでご注意ください。

1. 申請書類

割賦販売法（昭和36年法律第159号。以下「法」という。）第35条の3の27第2項において準用する第35条の3の24及び割賦販売法施行規則（昭和36年通商産業省令第95号。以下「施行規則」という。）第99条の規定に定める書類等。具体的には登録申請のてびきのページに記載している申請様式一覧をご覧ください。

2. 登録更新申請の受付について

現在登録を受けている経済産業局で、登録の有効期間満了日の3月前から受け付けます。

3. 登録更新審査の方法

提出いただいた書類の確認のほか、必要に応じて経済産業局にお越しいただきヒアリングを実施することを予定しています。

4. 問い合わせ先

問い合わせやご相談については各経済産業局で受け付けます。

(各経済産業局連絡先一覧)

局名	部署及び電話番号
北海道経済産業局	産業部 消費経済課 直通 011-709-1792
東北経済産業局	産業部 消費経済課 直通 022-221-4915
関東経済産業局	産業部 商務・取引信用課 直通 048-600-0403
中部経済産業局	産業部 消費経済課 直通 052-951-2560
近畿経済産業局	産業部 消費経済課 直通 06-6966-6027
中国経済産業局	産業部 消費経済課 直通 082-224-5671
四国経済産業局	産業部 消費経済課 直通 087-811-8526
九州経済産業局	産業部 消費経済課 直通 092-482-5460
沖縄総合事務局	経済産業部 商務通商課 消費経済室 直通 098-866-1741